

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成29年7月26日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700006 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1700027 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 36 年 3 月 21 日から同年 12 月 1 日まで

私は、昭和 36 年 3 月 21 日より、A 社 B 工場に勤務しており、当時、給与の支払いがあったにもかかわらず、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がないのは不思議である。

今後、調査し厚生年金保険の記録として回復してほしい。

第 3 判断の理由

商業登記簿謄本によると、A 社は、平成 2 年 12 月 21 日付けで C 社に合併し解散したことが確認できる。

A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得年月日は昭和 36 年 12 月 1 日と記録されているところ、請求者が提出した同社に係る「在籍証明書」並びに C 社が提出した A 社に係る「D 名簿」及び「E 名簿」によると、請求者は昭和 36 年 3 月 21 日から同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、「D 名簿」において、請求者と同日の採用年月日（昭和 36 年 3 月 21 日）とされている 2 名についても被保険者名簿によると、請求者と同日の昭和 36 年 12 月 1 日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得しており、「D 名簿」において、同年 3 月 21 日より後に採用されたとされている複数の者についても、採用年月日と厚生年金保険の被保険者資格取得年月日は一致していない。

また、「E 名簿」において、請求者と同日の採用年月日とされている 12 名のうち 4 名についても、被保険者名簿によると請求者と同日の昭和 36 年 12 月 1 日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得しており、他の 8 名は A 社に係る厚生年金保険の被保険者記録は見当たらない。

さらに、C 社が提出した A 社に係る「社会保険台帳」において、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の欄には、「36. 12. 1」と記録されており、被保険者名簿と一致する。

加えて、請求者が同じ学校を卒業し、A 社に同期入社したとする同僚で氏名を挙げた 4 名のうち 3 名については、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録は見当たらない（他の 1 名は姓のみで特定できなかった。）。

以上のことから、請求期間当時、A 社では、採用後、速やかに従業員を厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがえる。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。